

令和7年度 丹波市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

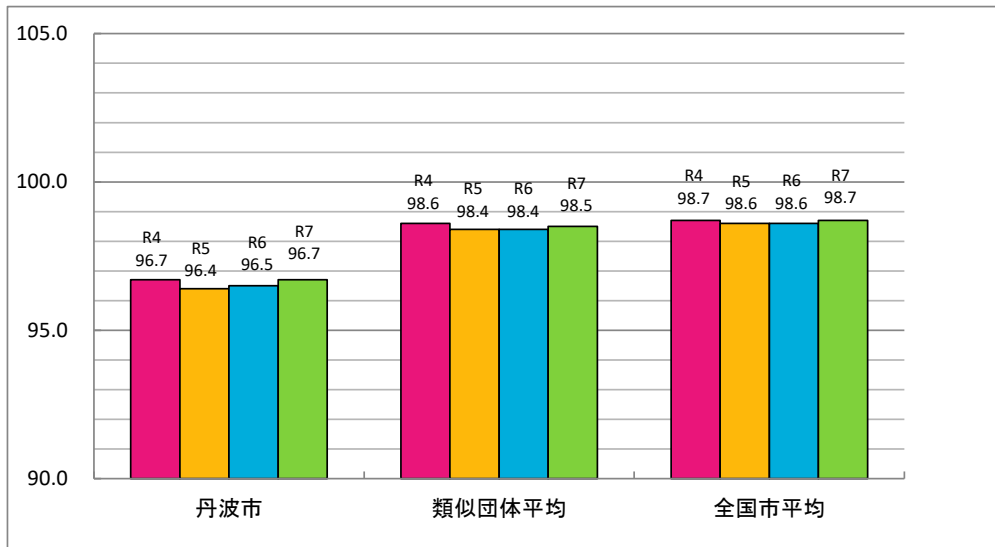
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	60,033	36,917,510	1,712,152	6,419,512	17.4	16.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	550	2,158,705	414,081	870,149	3,442,935	6,260	6,129

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 ラスパイレス指数の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

①人事院勧告による給料表の改定及び国家公務員との昇給制度の差による。

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度に整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当についても見直しを行っている。

①給料表の見直し [(実施)・未実施]

給料表の改定実施時期：令和7年4月1日

内容：一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。(国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。)

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準4%に対し、本市においても4%を支給。

(実施時期) 令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を上昇することとし、令和7年4月1日時点は2%、令和8年4月1日からは4%を支給。

(参考)

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	0%	2%	4%
丹波市の支給割合	0%	2%	4%

③その他の見直し内容

扶養手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について国と同様に見直しを実施(令和7年4月1日実施)

(5) 特記事項

平成16年11月1日に旧氷上郡6町が合併し丹波市となった。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
丹波市	41.8 歳	324,200 円	399,121 円	355,728 円
兵庫県	42.8 歳	331,700 円	428,542 円	384,983 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	41.8 歳	326,597 円	397,663 円	362,268 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
丹波市	54.0 歳	19 人	331,300 円	377,379 円	345,537 円	—	—	—	—
うち給食	52.2 歳	10 人	329,600 円	356,175 円	339,075 円	飲食物調理従事者	42.2 歳	280,900 円	1.27
うち清掃	55.8 歳	8 人	331,100 円	379,990 円	346,690 円	廃棄物処理業	48.0 歳	320,600 円	1.19
うち用務員	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円	※に分類されない雑務・清掃・倉庫等従事者	43.7 歳	280,200 円	—
兵庫県	57.4	278 人	331,000 円	394,585 円	362,482 円	—	—	—	—
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	—	337,907 円	—	—	—	—
類似団体	51.8 歳	19 人	305,103 円	336,779 円	320,403 円	—	—	—	—

区分	参考 年取ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
	丹波市	—	—
うち給食	5,652,900 円	3,696,300 円	1.53
うち清掃	6,232,980 円	4,457,900 円	1.40
※に分類されない雑務・清掃・倉庫等従事者	* 円	3,900,100 円	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和4年～6年の3年平均)。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 対象となる職員が1人の場合は、全てアスタリスク(*)としている。

※ 年取ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
丹波市	48.4 歳	432,300 円	526,340 円
兵庫県	40.8 歳	372,600 円	434,155 円
類似団体	40.3 歳	320,884 円	361,438 円

④消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
丹波市	39.0 歳	318,293 円	396,102 円	354,024 円
兵庫県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	38.6 歳	317,357 円	396,446 円	355,150 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (令和7年4月1日現在)

区 分		丹波市	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	232,000 円	225,600 円	220,000 円
	高校卒	206,700 円	194,500 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	228,800 円	185,700 円	—
	中学卒	— 円	—	—
教育職	大学卒	232,000 円	252,000 円	—
	高校卒	206,700 円	235,100 円	—
消防職	大学卒	237,600 円	—	—
	高校卒	213,100 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (令和7年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	274,500 円	341,456 円	370,771 円	395,890 円
	高校卒	247,717 円	—	—	370,814 円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—
教育職	大学卒	—	433,600 円	—	—
	高校卒	—	—	—	—
消防職	大学卒	—	348,183 円	—	—
	高校卒	254,360 円	—	—	370,557 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

①職員数

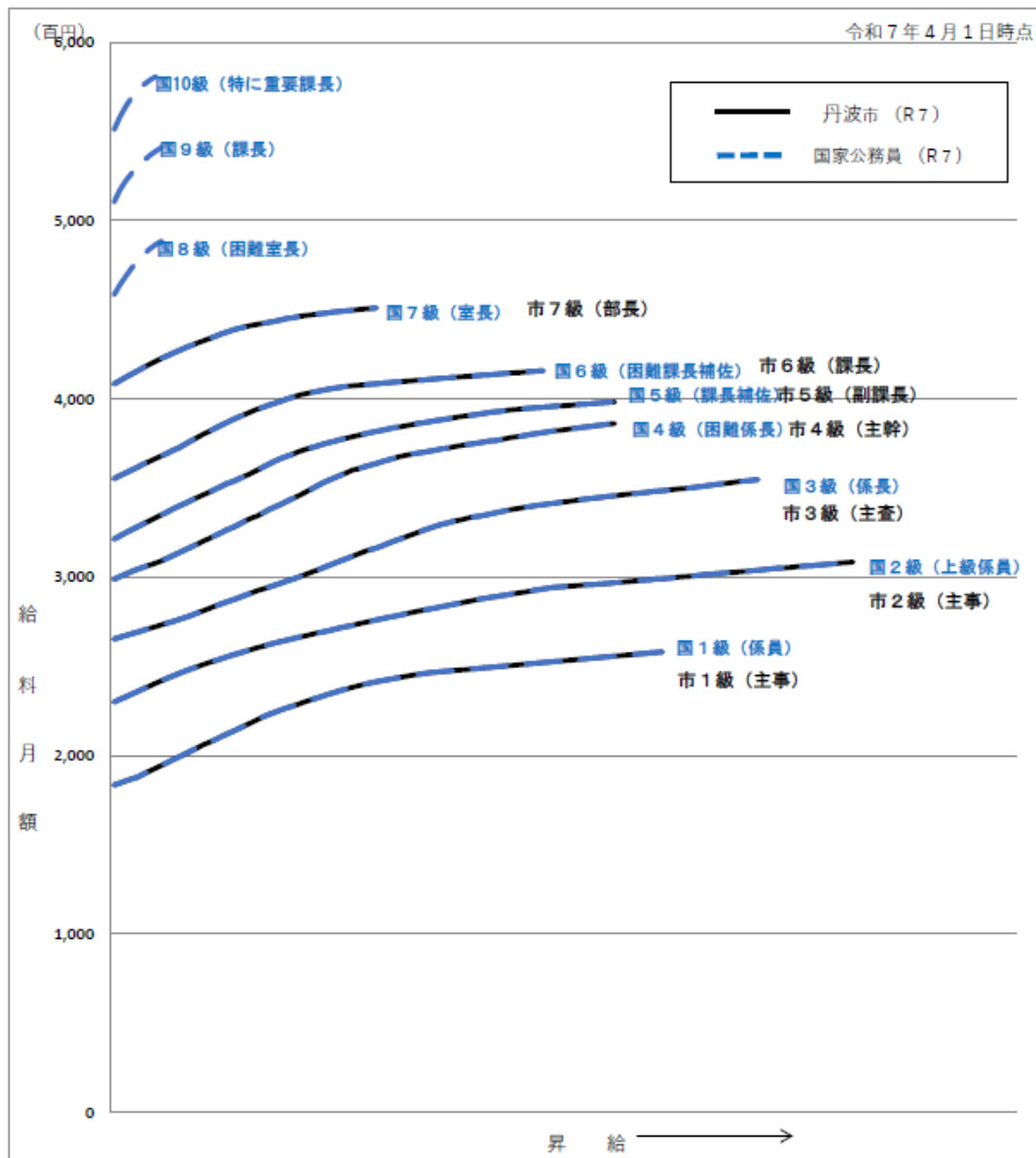
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	技監、部長、会計管理者、議会事務局長	12 人	3.0 %	408,300 円	450,900 円
6 級	次長、課長、事務局長	39 人	9.8 %	355,200 円	415,700 円
5 級	副課長	23 人	5.8 %	321,300 円	398,200 円
4 級	係長、主幹	136 人	34.3 %	298,800 円	386,100 円
3 級	主査	98 人	24.7 %	265,300 円	354,700 円
2 級	主事	38 人	9.6 %	230,000 円	308,500 円
1 級	主事	51 人	12.8 %	183,500 円	258,100 円

(注) 1 丹波市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

②構成比グラフ



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（丹波市）

令和7年4月2日から令和8年4月1日までににおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○	-	○	-
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(注) 人事評価を実施したが、昇給または減給した者はない。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

丹波市	兵庫県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度決算) 1,567 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,856 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 役職加算 5~10%	(加算措置の状況) 役職加算 5~20% 管理職加算 10~20%	(加算措置の状況) 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(丹波市)

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○	○	○	○
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ適用(一律)					
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

丹波市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (勸奨退職時特別昇給 —)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率2~45%)		
1人当たり平均支給額	2,746 千円	20,020 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		1,311 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		328 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
なし	0 %	4 人	0 %

※ 兵庫県消防防災航空隊派遣(神戸市)・兵庫県後期高齢者医療広域連合派遣(神戸市)・内閣府(新宿区)・県教委職員割愛採用による異動保障支給

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		32,458 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		263,882 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		19.8 %		
手当の種類(手当数)		17 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
下水道管渠内作業手当	下水道管渠内作業従事職員	下水道管渠内作業	作業1日につき1,000円以内	
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業従事職員	感染症防疫作業	作業1日につき1,000円以内	
小動物死体処理作業手当	小動物死体処理作業従事職員	小動物の死体処理業務	作業1回につき1,000円以内	
家畜死廃病傷事故作業及び損害防止作業手当	家畜死廃病傷事故作業及び損害防止作業従事職員	家畜死廃病傷事故作業及び損害防止作業	作業1回につき1,000円以内	
行旅死亡人等取扱作業手当	行旅病人	行旅病人取扱作業従事者	行旅病人取扱業務	取扱い1件につき1,000円以内
	行旅死亡人	行旅死亡人取扱作業従事者	行旅死亡人取扱業務	取扱い1件につき2,000円以内
定年前再任用短時間勤務職員の手当額の特例	定年前再任用短時間勤務職員	該当業務	地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の月数でその額が定められている手当の額は、その手当の月額に、丹波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。	
清掃現場業務手当	清掃現場業務従事職員	清掃業務	月額10,000円以内	
火葬業務手当	火葬業務従事職員	火葬業務	1件につき4,000円以内	
診療所医師(手当)	医師	医師業務	月額(1)(2)の合算 (1)本給月額の100分の50の額に475,000円を加えた額の範囲内 (2)医師が行った診療及び手術についての手数料の100分の60を超えない範囲	
予防衛生等の業務に従事する診療所職員(手当)	予防衛生等の業務に従事する診療所職員	予防衛生等業務	1年30,000円(補助業務を行う者5,000円)を超えない範囲内	
学校医又は幼稚園医としてその業務に従事した診療所医師(手当)	学校医としてその業務に従事した診療所医師	学校医	年60,000円を超えない範囲内	
	幼稚園医としてその業務に従事した診療所医師	幼稚園医	年60,000円を超えない範囲内	
保育所(園)又は認定こども園医としてその業務に従事した診療所医師(手当)	保育所(園)医としてその業務に従事した診療所医師	保育所(園)医	年60,000円を超えない範囲内	
	認定こども園医としてその業務に従事した診療所医師	認定こども園医	年60,000円を超えない範囲内	
産業医手当	産業医としてその業務に従事した医師	産業医業務	月額20,000円を超えない範囲内	
X線作業手当	X線作業従事職員	X線作業	月額6,000円以内	
人の死体処置に従事する職員(手当)	人の死体処置に従事する職員	死体処置業務	1回につき3,000円以内	
教務手当(看護専門学校専任教員)	講師として研修、講義又は実習指導の業務に従事した丹波市立看護専門学校の専任教員	看護専門学校講師業務	月額26,100円以内	

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価		
出勤手当	緊急時に出勤し、消防業務に従事した消防吏員	消防業務	災害出勤 機関員 1回400円以内 その他 1回300円以内		
			救急出勤	機関員 1回400円以内 その他 1回300円以内 救急救命士 1回500円以内	
		当務手当		隔日勤務者に現に消防業務に従事した消防吏員	消防業務
		災害応急作業等手当	災害現場において対象の業務に従事した職員	1 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある道路、河川の堤防等の現場において行う巡回監視	日額710円 ※日没時から日出時までの間において行われた場合、当該額にその100分の50に相当する額を加算した額 ※市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額
2 前項の現場において行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査	日額1,080円 ※日没時から日出時までの間において行われた場合、当該額にその100分の50に相当する額を加算した額 ※市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額				
3 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備又は遭難救助	日額840円 ※日没時から日出時までの間において行われた場合、当該額にその100分の50に相当する額を加算した額 ※市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額				
4 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急対策に係る前3項以外の業務	日額710円 ※深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)において行われた場合、当該額にその100分の50に相当する額を加算した額 ※市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額				

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	196,260	千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	374	千円
支給実績(令和5年度決算)	176,439	千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	344	千円

(注) 1 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	(1)配偶者3,000円 (2)子1人11,500円 (3)その他の扶養親族1人6,500円 ※ただし、満16歳の年度始めから22歳の年度末までの子がいる場合は、(2)の額に1人につき5,000円加算	同		73,984 千円	267,733 円
住居手当	借家の場合、家賃額に応じて 最高28,000円	同		26,489 千円	291,085 円
単身赴任手当	単身赴任職員とその配偶者の住居間の交通距離に応じて30,000円から70,000円までの範囲	同		108 千円	108,000 円
通勤手当	(1)交通機関の利用者 実費支給(最高限度額55,000円) (2)交通用具の利用者 1km以上 2km未満 1,000円 2km以上 3km未満 2,100円 3km以上 4km未満 2,900円 4km以上 5km未満 3,700円 5km以上 7km未満 4,500円 7km以上 10km未満 5,800円 10km以上15km未満 7,300円 15km以上20km未満 10,000円 20km以上25km未満 12,900円 25km以上30km未満 15,800円 30km以上35km未満 18,700円 35km以上40km未満 21,600円 40km以上45km未満 24,400円 45km以上50km未満 26,200円 50km以上55km未満 28,000円 55km以上60km未満 29,800円 60km以上 31,600円	一部異なる	交通用具の利用者の区分及び手当額	55,796 千円	96,366 円
休日勤務手当	休日における正規の勤務時間中の勤務1時間につき、勤務1時間あたりの給与額の100分の125から100分の150までの範囲を乗じた額	同		17,063 千円	262,511 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時までの間に勤務した1時間につき、勤務1時間あたりの給与額の100分の25を乗じて得た額	同		5,590 千円	88,724 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務1回につき4,400円を超えない範囲	同		— 千円	— 円
管理職手当	部長相当職(医療職)及び技監 90,000円 部長相当職(医療職を除く) 80,000円 次長相当職(医療職) 75,000円 次長相当職(医療職を除く) 65,000円 課長相当職 55,000円 副課長相当職 45,000円	異	定額	52,780 千円	555,579 円
管理職員特別勤務手当	管理職が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等の勤務1回あたり、部長・課長級 6,000円 副課長級 4,000円	同		693 千円	16,500 円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料	月	額	等
給 料	市 長	877,000 円		(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 市 長	698,000 円		1,064,000 円/	686,000 円
報 酬	議 長	467,000 円		629,000 円/	376,900 円
	副 議 長	383,000 円		575,000 円/	309,700 円
	議 員	346,000 円		522,000 円/	286,600 円
期 末 手 当	市長、副市長	(令和6年度支給割合)		3.80	月分
	議長、副議長 議 員	(令和6年度支給割合)		4.30	月分
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	市 長	給料月額×在職月数×0.40	16,838 千円	任期終了時	
	副 市 長	給料月額×在職月数×0.24	8,041 千円	任期終了時	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

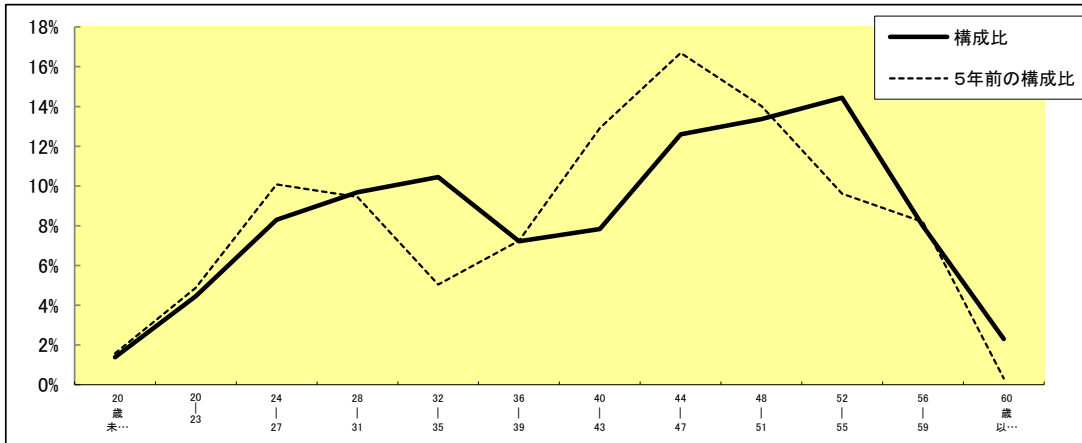
部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和6年	令和7年		
普通会計部門	議会	5	5	0	
	総務	130	125	△5	組織改編による業務移管に伴う計上部門の変更
	税務	26	26	0	
	農林水産	35	36	1	新規事業による業務量の増加に伴う増員
	商工	14	14	0	
	土木	51	50	△1	組織改編による係数の減に伴う係長職の減員
	民生	78	69	△9	組織改編による業務移管に伴う計上部門の変更
	衛生	56	54	△2	・退職者の不補充 ・加配の解消
	計	395	379	△16	(参考)人口1万人当たり職員数 63.49人
	教育	72	79	7	組織改編による業務移管に伴う計上部門の変更
	消防	83	89	6	組織改編による業務移管に伴う計上部門の変更
計	550	547	△3	(参考)人口1万人当たり職員数 91.63人	
公営企業等会計部門	病院	10	10	0	
	水道	17	14	△3	水道施設運転業務や管理業務の民間委託
	下水道	15	15	0	
	その他	29	28	△1	兵庫県農業共済組合への派遣期間の終了に伴う減
	小計	71	67	△4	
合計	621 [953]	614 [953]	△7 [0]	(参考) 人口1万人当たり職員数 102.85人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。
 3 職員数に教育長を含まない。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	9人	29人	54人	63人	68人	47人	51人	82人	87人	94人	52人	15人	651人

※教育長を除く



(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		403	405	397	398	395	379	△24 (94.0%)
教育		74	70	71	70	72	79	5 (106.8%)
消防		85	85	83	84	83	89	4 (104.7%)
普通会計		562	560	551	552	550	547	△15 (97.3%)
公営企業等会計		73	72	77	73	71	67	△6 (91.8%)
総合計		635	632	628	625	621	614	△21 (96.7%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

※平成27年以降は教育長を含まない。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	2,011,232	△153,076	66,330	3.3	3.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費33,894千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	17	61,681	13,870	24,673	100,224	5,896	6,316

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数(決算)である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
丹波市	36.9歳	310,313円	475,422円
市町村団体 平均	45.8歳	345,838円	524,813円
事業者	—歳	—円	—円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

丹波市		市町村団体平均	
1人当たり平均支給額(令和6年度)	1,422千円	1人当たり平均支給額(令和6年度)	1,593千円
(令和6年度支給割合)		—	
期末手当	2.50月分	勤勉手当	2.10月分
(加算措置の状況)		役職加算 5~10%	

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

丹波市			市町村団体平均		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	—月分	—月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	—月分	—月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	—月分	—月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	—月分	—月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 —)			その他の加算措置 (退職時特別昇給 —)		
1人当たり平均支給額		16,617千円	1人当たり平均支給額		7,848千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4~6年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		0千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
なし	0%	0人	0%

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)	0	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	0	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	0.0	%
手当の種類(手当数)	なし	

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	8,301	千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	553	千円
支給実績(令和5年度決算)	7,531	千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	502	千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	(1)配偶者3,000円 (2)子1人11,500円 (3)その他の扶養親族1人6,500円 ※ただし、満16歳の年度始めから22歳の年度末までの子がいる場合は、(2)の額に1人につき5,000円加算	同		1,532 千円	218,786 円
住居手当	借家の場合、家賃額に応じて 最高28,000円	同		1,611 千円	268,483 円
単身赴任手当	単身赴任職員とその配偶者の住居間の交通距離に応じて30,000円から70,000円までの範囲	同		— 千円	— 円
通勤手当	(1)交通機関の利用者 実費支給(最高限度額55,000円) (2)交通用具の利用者 1km以上 2km未満 1,000円 2km以上 3km未満 2,100円 3km以上 4km未満 2,900円 4km以上 5km未満 3,700円 5km以上 7km未満 4,500円 7km以上 10km未満 5,800円 10km以上15km未満 7,300円 15km以上20km未満 10,000円 20km以上25km未満 12,900円 25km以上30km未満 15,800円 30km以上35km未満 18,700円 35km以上40km未満 21,600円 40km以上45km未満 24,400円 45km以上50km未満 26,200円 50km以上55km未満 28,000円 55km以上60km未満 29,800円 60km以上 31,600円	同		1,383 千円	86,431 円
休日勤務手当	休日における正規の勤務時間中の勤務1時間につき、勤務1時間あたりの給与額の100分の125から100分の150までの範囲を乗じた額	同		— 千円	— 円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時までの間に勤務した1時間につき、勤務1時間あたりの給与額の100分の25を乗じて得た額	同		— 千円	— 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務1回につき4,400円を超えない範囲	同		— 千円	— 円
管理職手当	部長相当職(医療職)及び技監 90,000円 部長相当職(医療職を除く) 80,000円 次長相当職(医療職) 75,000円 次長相当職(医療職を除く) 65,000円 課長相当職 55,000円 副課長相当職 45,000円	同		960 千円	480,000 円
管理職員特別勤務手当	管理職が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等の勤務1回あたり、 部長・課長級 6,000円 副課長級 4,000円	同		4 千円	4,000 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和6年度	千円 2,729,231	千円 3,966	千円 65,503	% 2.4	% 2.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費24,609千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 16	千円 63,789	千円 7,278	千円 19,934	千円 91,001	千円 5,688	千円 6,187

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数(決算)である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
丹波市	46.0 歳	345,321 円	507,340 円
市町村団体 平均	44.6 歳	342,377 円	516,175 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

丹波市		市町村団体平均	
1人当たり平均支給額(令和6年度)	1,606 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度)	1,562 千円
(令和5年度支給割合)		—	
期末手当 2.50 月分 (1.40)月分	勤勉手当 2.10 月分 (1.00)月分		
(加算措置の状況) 役職加算 5~10%		—	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

丹波市			市町村団体平均		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	— 月分	— 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	— 月分	— 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	勤続35年	— 月分	— 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分	最高限度額	— 月分	— 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 —)			その他の加算措置 (退職時特別昇給 —)		
1人当たり平均支給額 — 千円			1人当たり平均支給額 6,120 千円		

ウ 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		0 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
なし	0 %	0 人	0 %

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)	361 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	120,333 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	18.8 %		
手当の種類(手当数)	1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
清掃現場業務手当	清掃現場業務従事職員	清掃業務	月額10,000円以内

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	1,797 千円	
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	128 千円	
支給実績(令和5年度決算)	3,848 千円	
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	275 千円	

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	(1)配偶者3,000円 (2)子1人11,500円 (3)その他の扶養親族1人6,500円 ※ただし、満16歳の年度始めから22歳の年度末までの子がいる場合は、(2)の額に1人につき5,000円加算	同		1,486 千円	185,750 円
住居手当	借家の場合、家賃額に応じて 最高28,000円	同		672 千円	336,000 円
単身赴任手当	単身赴任職員とその配偶者の住居間の交通距離に応じて30,000円から70,000円までの範囲	同		— 千円	— 円
通勤手当	(1)交通機関の利用者 実費支給(最高限度額55,000円) (2)交通用具の利用者 1km以上 2km未満 1,000円 2km以上 3km未満 2,100円 3km以上 4km未満 2,900円 4km以上 5km未満 3,700円 5km以上 7km未満 4,500円 7km以上 10km未満 5,800円 10km以上15km未満 7,300円 15km以上20km未満 10,000円 20km以上25km未満 12,900円 25km以上30km未満 15,800円 30km以上35km未満 18,700円 35km以上40km未満 21,600円 40km以上45km未満 24,400円 45km以上50km未満 26,200円 50km以上55km未満 28,000円 55km以上60km未満 29,800円 60km以上 31,600円	同		1,582 千円	98,850 円
休日勤務手当	休日における正規の勤務時間中の勤務1時間につき、勤務1時間あたりの給与額の100分の125から100分の150までの範囲を乗じた額	同		— 千円	— 円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時までの間に勤務した1時間につき、勤務1時間あたりの給与額の100分の25を乗じて得た額	同		— 千円	— 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務1回につき4,400円を超えない範囲	同		— 千円	— 円
管理職手当	部長相当職(医療職)及び技監 90,000円 部長相当職(医療職を除く) 80,000円 次長相当職(医療職) 75,000円 次長相当職(医療職を除く) 65,000円 課長相当職 55,000円 副課長相当職 45,000円	同		1,380 千円	345,000 円
管理職員特別勤務手当	管理職が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等の勤務1回あたり、 部長・課長級 6,000円 副課長級 4,000円	同		— 千円	— 円